

8月1日は「水の日」です

大切な水守る心掛けを



わたしたちの生活になくてはならない水

1ス洗いで、バケツ洗いの六倍以上の水が必要。

水への思いやりを

水はその使い道が幅広く、わたしたちの生活になくてはならない物です。家庭排水や水の使い方、気を付けましょう。

油は絶対に流さない
てんぷら油などの廃油は家庭排水を汚します。新聞紙やぼろ布などでよくふき取ってから洗いましょ。

食べ残しをしない
汁物や牛乳なども水質汚濁の原因になります。料理は食べ残しのないように作りましょ。

調理くずは回収する
調理くずや食べ残しなどは、流しにゴミ受けを備えて回収しましょ。排水口に網をかぶせるなどの工夫も大切です。

洗剤の使用量を少なく
合成洗剤は河川汚濁の大きな原因です。洗剤の使用量を減らすよう努めましょ。

問い合わせは水道局総務課
890 3011へ。

児童扶養手当の受給者

8月中に現況届を提出

現在、児童扶養手当を受給中（支給停止者も含む）の人は8月中に現況届を提出しなくてはなりません。該当者へ通知しますので、市役所児童家庭課へ届け出をしてください。

児童扶養手当を受けられない人

次に該当する人で、まだ児童扶養手当を受けていない人は児童家庭課へご相談ください。
対象：次のいずれかの状況にある児童、満18歳の3月31日まで。ただし、障害がある場合は満20歳未満）を養育している母や親族など。父母が婚姻（内縁関係を含む）を解消した。父が死亡した。父が重度の障害（国民年金の障害等級一級程度）父

の生死が明らかでない。父から一年以上遺棄されている。父が法令により引き続き一年以上拘禁されている。母が婚姻によらないで妊娠した
児童扶養手当を受けられない人
次のような場合は手当を受けられません。母・養育者などがほかの公的年金（老齢福祉年金を除く）を受給している。所得が基準額を超える。児童が児童福祉施設へ入所している。
なお、偽りや不正な手段を使って手当を受けたときは法令で罰せられることがあります。

問い合わせは児童家庭課
890 6277へ。

婚姻届や離婚届など 9月から本人確認必要

九月一日から、婚姻届・協議離婚届・養子縁組届・協議離婚届の四つについて、本人確認が必要になります。窓口で運転免許証、パスポート、健康保険証など、本人であると確認できる証明書を提示してください。
なお、証明書を持っていない人も届け出はできますが、後日文書で確認させていただきます。

出が本人の知らない間になされたり、金融機関からの融資を目的に「氏」を変更したりするなど、虚偽の届け出事件が全国的に発生しています。被害を受けた本人が多大な精神的苦痛と負担を被るだけでなく、戸籍制度に対する不安が広がることにもなります。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

最近、第三者によって、婚姻届や養子縁組などの戸籍の届け
問い合わせは市民課 890 6103へ。

大室公園の前二子古墳

24日から調査・工事実施

七月二十四日から来年三月十二日まで、大室公園の前二子古墳は、石室の調査・工事を行うため、近づいての見学ができなくなります。

なお、公園内には前二子古墳以外にも国指定史跡の中二子古墳・後二子古墳・小二子古墳があり、こうした古墳の整備を行うてきましたが、前二子古墳の

石室周辺以外は既に終了し、公開中です。また、後二子古墳の石室公開日は、十一月三十日まで。月曜日を除く毎日。十一月一日から三月三十一日まで土曜日祝日のみ公開します。
問い合わせは文化財保護課
231 9531へ。